

# 理容所・美容所の 営業者のみなさまへ



## 1 理容所・美容所の管理について

- 施設内は毎日清掃を行い、常に清潔に保ちましょう。
- 採光、照明及び換気を十分にしましょう。
- ふた付きの汚物箱や毛髪箱を備えましょう。
- 理容所・美容所の見やすい場所に、「確認済みの証」を掲示しましょう。
- 施設内にみだりに犬(身体障害者補助犬を除く)、猫等の動物を入れないようにしましょう。

## 2 従業者に関するこ

### 従業者の健康管理について

開設者及び管理理容師又は管理美容師は、常に従業者の健康管理に注意しましょう。  
従業者が以下に掲げる感染症にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないでください。

- ◎結核
- ◎感染性の皮膚疾患(伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬等)

## 3 営業者の届出

理容所・美容所の増改築、理容師・美容師など従業者に変更があった場合、  
理容所・美容所を廃止した場合などは、すみやかに保健所へ届出が必要です。  
※改装・増築については新しく開設届が必要になる場合がありますので、事前に保健所へご相談ください。

届出の用紙は、吹田市保健所で配布しており、  
吹田市ホームページからもダウンロードできます。

吹田市衛生管理課

検索

## 4 まつ毛パーマについて



### まつ毛パーマ液の取扱いについて

医薬部外品である「頭髪用パーマ液」をまつ毛に使用することは医薬品医療機器等法に基づく承認内容を逸脱した目的外使用とされています。また、現在「パーマ液」の輸入および製造において、「まつ毛用として」医薬品医療機器等法上の承認をうけているものはありません。「まつ毛用パーマ液」と称して頭髪用以外の用途を謳ったパーマネント・ウェーブ用剤は、無承認の医薬部外品です。

### 健康被害が生じた場合について

お客様の依頼でも医薬部外品を目的外使用した場合は事業者の責任となり、被害が生じたときは、事業者が損害賠償の責任を負わなければなりません。損害保険に加入していても、このような事故に対しては、保険金が支払われない場合があります。

- ◎「頭髪用パーマ液」をまつ毛に使用しない。
- ◎「まつ毛用パーマ液」と広告されたパーマネント・ウェーブ用剤を、まつ毛に使用しない。

## 5 標準営業約款制度(Sマーク)について



### 標準営業約款制度(Sマーク)について



#### 標準営業約款制度(Sマーク)とは?

標準営業約款制度(Sマーク)は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、消費者の利益の擁護の観点から、提供するサービスや技術、設備内容等を適正かつ明確に表示することにより、消費者の店舗選択の利便を図ることを目的として創設した制度です。Sマークは、消費者が安心してお店を選ぶ目印であり、Sマークを登録されたお店は、日本政策金融公庫の特別利率を利用することもできますので、積極的な登録をお願いいたします。

#### (お問合せ先)

Sマークの登録について 公益財団法人大阪府生活衛生営業指導センター ●TEL:06-6943-5603

融資制度について 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ●TEL:0120-154-505

※(参考)「Sマーク」は、次の3つの頭文字の「S」を表しています。Standard(安心)、Safety(安全)、Sanitation(清潔)



suitable city



〈問い合わせ先〉吹田市健康医療部衛生管理課  
〒564-0072 大阪府吹田市出口町19-3(吹田市保健所)  
●TEL:06-6339-2226 ●FAX:06-6339-2058  
●MAIL:e-kanri@city.suita.osaka.jp

